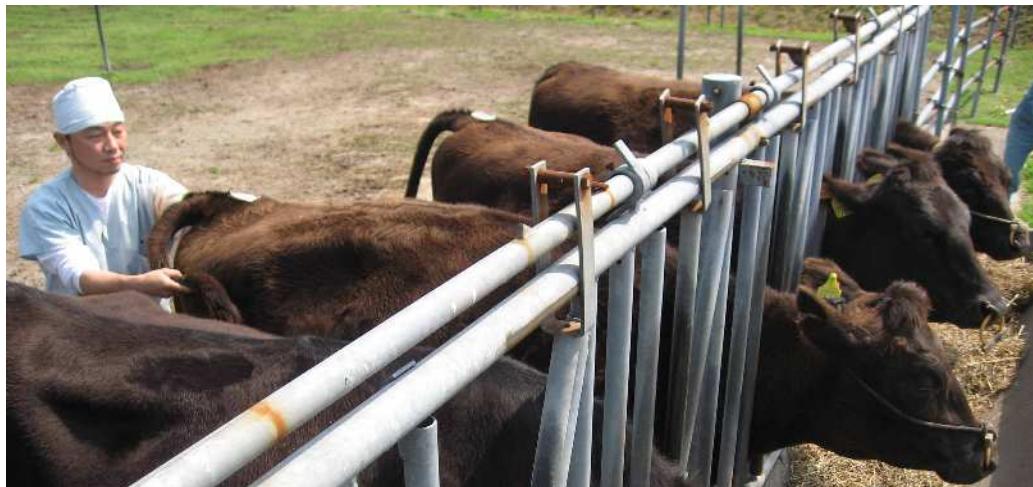
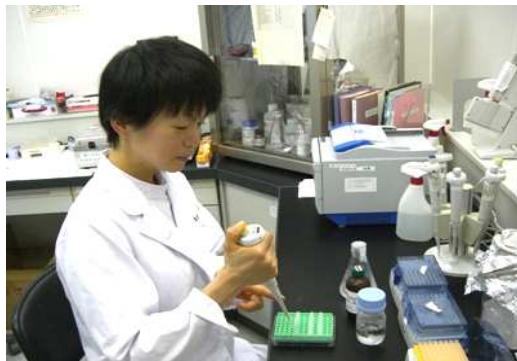


獣医師確保対策修学資金給付（大学生向け）のご案内

鹿児島県



“鹿児島県”の獣医師を目指す学生の皆さんを支援します

鹿児島県では、大学卒業後、当県の職員又は県内の公的団体（市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会その他知事が認める団体）で「獣医師」として活躍を目指す向学心旺盛な学生の皆さんの修学を支援する制度を設けています。

1 申請資格

- (1) 大学で獣医学を専攻している大学生とします。(大学入学後数年を経過している学生も対象とします。)
- (2) 大学卒業後直ちに鹿児島県（鹿児島県内の公的団体）に獣医師免許の有資格者として勤務する意志のある学生とします。
- ※日本学生支援機構の奨学金以外の修学資金の同時受給は不可とします。（A県事業）

2 修学資金の内容（※修学資金には2つの種類があります）

A 鹿児島県獣医師確保対策修学資金（県事業：大学生対象）

- (1) 貸与条件 鹿児島県の獣医師職員（家畜衛生及び公衆衛生）として農政部・くらし保健福祉部への勤務を希望する獣医学生
- (2) 貸与期間 6年間以内
(貸与契約に定められた月から、正規の修学年限を超えない期間)
- (3) 貸与月額 国公立10万円／人、私立12万円／人
- (4) 貸与人数 5人以内
- (5) 令和5年度募集期間
令和5年5月8日（月）～6月30日（金）※当日の消印有効
※募集人数に満たない場合は、引き続き募集しますので、募集期間終了後もご相談ください。

B 鹿児島県獣医師養成確保修学資金（国事業：大学生対象）

- (1) 貸与条件 鹿児島県の獣医師職員（産業動物獣医師等）として農政部への勤務を希望する獣医学生
- (2) 貸与期間 6年間以内
(貸与契約に定められた月から、正規の修学年限を超えない期間)
- (3) 貸与月額 国公立10万円以内／人、私立18万円以内／人
(毎年度、国の交付決定後に貸与開始)
- (4) 貸与人数 1人以内（国の交付決定により増減あり）
- (5) 令和5年度募集期間
令和5年5月8日（月）～6月30日（金）※当日の消印有効
※募集人数に満たない場合は、引き続き募集しますので、募集期間終了後もご相談ください。

3 返還の免除

A 鹿児島県獣医師確保対策修学資金（県事業：大学生対象）

（1）全額免除

鹿児島県に獣医師として採用され、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間（その期間が3年未満の場合にあっては、3年）、引き続き勤務したときは、全額免除（返還利息含む）となります。

（2）半額免除

鹿児島県内の公的団体に獣医師として採用され、修学資金の貸与期間の1.5倍に相当する期間（その期間が3年未満の場合にあっては、3年）、引き続き勤務したときは、貸与総額の2分の1に相当する額（返還利息含む）の免除となります。

B 鹿児島県獣医師養成確保修学資金（国事業：大学生対象）

（1）全額免除

鹿児島県に獣医師職員（農政部の産業動物獣医師等）として採用され、修学資金の貸与期間の3／2倍に相当する期間（貸与月額12万円を超えるときは5／3倍の期間）、引き続き勤務したときは、全額免除（返還利息含む）となります。

4 返還義務

A 鹿児島県獣医師確保対策修学資金（県事業）

鹿児島県及び鹿児島県内の公的団体に勤務しない場合は、修学資金の総額に年7.3%の割合で計算した利息を付した額を返還していただきます。

B 鹿児島県獣医師養成確保修学資金（国事業）

鹿児島県の獣医師職員（農政部の産業動物獣医師等）に勤務しない場合は、修学資金の総額に年10.95%の割合で計算した利息を付した額を返還していただきます。

5 申請手続き

A 鹿児島県獣医師確保対策修学資金（県事業）

（1）申請用紙は、鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与条例施行規則に定められた様式を使用し、次のものと併せて知事に提出してください。

なお、申請書には、必ず保証人（2人）の連署が必要です。

ア 鹿児島県獣医師確保修学資金貸与事業連絡票

イ 鹿児島県獣医師確保対策修学資金貸与申請書（別記第1号様式）

ウ 履歴書（写真を貼ったものに限る。）

※ 志望の動機については必ず記載してください。

エ 戸籍抄本

- オ 在学証明書（大学が発行したものに限る。）
※ 提出いただいた申請書等は、返却いたしません。
- (2) 申請は、毎年知事が申請書を提出する期限を定めますので、その定める期限までに遅れないように申請してください。
※ 令和5年度については6月30日（金）までに（当日の消印有効）提出してください。

B 鹿児島県獣医師養成確保修学資金（国事業）

- (1) 申請用紙は、鹿児島県獣医師養成確保修学資金貸与事業事務処理要領に定められた様式を使用し、次のものと併せて知事に提出してください。
なお、申請書には、必ず保証人（2人）の連署が必要です。
- ア 鹿児島県獣医師確保修学資金貸与事業連絡票
イ 獣医師養成確保修学資金貸与申請書（別記第1号様式）
ウ 履歴書（写真をはったものに限る。）
※ 志望の動機については必ず記載してください。
- エ 戸籍抄本
オ 在学証明書（大学が発行したものに限る。）
※ 提出いただいた申請書等は、返却いたしません。
- (2) 申請は、毎年知事が申請書を提出する期限を定めますので、その定める期限までに遅れないように申請してください。
※ 令和5年度については6月30日（金）までに（当日の消印有効）提出してください。

6 修学生の決定と通知

- (1) 知事の定める期限までに提出された申請書に基づき、書類審査及び面接により決定します。なお、面接については、その都度指示します。
- (2) 修学生としての適否の決定は、知事から申請者本人に文書にて通知します。
- (3) 県の予算の関係で修学生の採用人数に限度があり、修学生とならないこともあります、修学生にならなかつことにより翌年度以降の申請資格がなくなることはありませんので、再度申請できます。

7 提出先・問い合わせ先

- (1) 各種申請書等の提出先は、次のとおりです。
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県農政部畜産課管理係
メールアドレス tikanri@pref.kagoshima.lg.jp
- (2) 修学資金のことわからぬことがありますたら、鹿児島県農政部畜産課管理係（TEL 099-286-3216）へお問い合わせください。